

15. おわりに一戦後日本の憲法体験 世界のなかの日本にとって持つ意味は？

文化の多様性と人権の普遍性

- ・ 日本国憲法は日本社会にとっての人権宣言
- ・ 「人類普遍」原則の拡大・国際化
- ・ 「伝統」→ヨーロッパが「ヨーロッパの外側」を示す言葉
- ・ 「人間の尊厳」・「個人の尊厳」は『文化帝国主義』ではない
- ・ ヴェトナムはフランスとアメリカに対して独立のための戦争を戦ったにも拘わらず、フランス人権宣言とアメリカ独立宣言を援用している。
- ・ 1980年代以降、「国際協力」のための改憲勢力の伸長
- ・ 戦後の非軍事化と経済発展→吉田ドクトリン
- ・ 「国家の信用」を高め、「国際的に基礎強固な国」を目指す

二一世紀のこれから一追い風と逆風

- ・ 「人類普遍」への追い風としての「1989年」
- ・ 自由権と社会権の緊張関係→二重の基準論
- ・ 憲法が想定する経済規制
 - ①競争を抑制して社会的公正を目指す規制（社会権の問題）
 - ⇔ 自己責任と福祉の切り落とし
 - ②公正な競争を可能にするための規制（独占禁止法）
 - ⇔ 経済的強者による市場の寡占・独占、歯止めなく進行
- ・ 「新自由主義」の問題
経済規制からの自由を追求し、
他方で思想・表現の自由には関心を寄せない→規制に前向きな場合も少なくない
 - ⇔二重の基準論
- ・ 主権と人権という憲法の枠組みを如何に現実生活の中で価値づけていくか